

令和3年度 第4回豊能町教育委員会会議（7月定例会）会議録

日 時： 令和3年7月27日（火） 午前9時30分開会

場 所： 豊能町役場 2階大会議室

出席者： 教育長	森田 雅彦
教育長職務代理者	宮崎 純光
教育委員	太田 佳子
教育委員	川村 新
教育委員	坂口 敏子
教育委員	富永 彰一
事務局：こども未来部長	八木 一史
こども未来部理事兼教育総務課長	入江 太志
義務教育課長	吉澤 亘
こども育成課長	竹内 弘明
生涯学習課長	寺倉 義浩
義務教育課主幹兼保幼小中一貫教育推進室長	峯 亜希子
教育総務課主幹兼保幼小中再編整備室長	千歳 あや乃
教育総務課課長補佐	住原 聡

傍聴者： 1名

会議次第

○審議事項

第6号議案 豊能町就学援助費支給事務取扱要領の改正について

第7号議案 令和4年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について

○各課・室からの事務連絡

開会：午前9時30分

【議長】

ただ今の出席委員は5名です。過半数に達しておりますので、ただ今から令和3年度第4回豊能町教育委員会7月定例会を開会いたします。

【議長】

それでは議題に入ります。

本日は、審議事項2件を議題とします。

まず初めに、第6号議案「豊能町就学援助費支給事務取扱要領の改正について」でございませう。

事務局より説明をお願いいたします。

【こども未来部理事（教育総務課長）】

第6号議案「豊能町就学援助費支給事務取扱要領の改正について」ご説明いたします。

今回、本町の就学援助費支給事業につきましては、要保護、準要保護の児童生徒の保護者に対して就学支援に係る給付を行っているものでございませう。

この事業は、保護者の申請に基づき認定をしておりますが、受給資格については、生活保護や児童扶養手当の受給者など要綱で受給資格を規定しております。その中で世帯全員の前年度所得の合計所得が一定の額を越えない者であるという基準がございませう。

新旧対照表に今回の改正の改正前・改正後を示しておりますが、その中で、受給資格の第3条第4項で規定している所得の計算の規定がございませうが、今回(1)と(2)の規定を追加しているものでございませう。

(1)では、新たに給与所得及び公的年金所得の合計が10万円以上の者は合計所得から10万円を差し引いた金額で算定するとしております。

(2)は、給与所得及び公的年金所得の合計が10万円未満の者は合計所得額から両所得の合計額を差し引いた金額で算定するとしております。

10万円以上と10万円未満で(1)、(2)と二つございませうが、合計所得から10万円までを限度として控除するという改正でございませう。

上記の(1)と(2)の改正は、平成30年度の税制改正を反映しているものでございませう。

ところが、この税制改正は令和2年度から施行されているもので、令和3年度の就学援助費の所得認定が令和2年度の所得をもとの判定することから今回改正を行うものでございませう。

次のページの新旧対照表をご覧ください。このページは主に文言の整理をしているものですが、令和2年度の税制改正で一般寡婦という文言は改正前の右の4段目あたりの下線を引いておりますが、一般の障害者の次に「一般の寡婦」の「一般」を下線で引いておりますが、今回の令和2年度の税制改正で「一般」という言葉が取れました。

その横に寡夫（かおつと）とあえて呼ばさせていただきますけど、寡婦と寡夫（かおつと）が重なっておりますので、寡婦の文言はなくなりました。この文言を整理した部分を左側の欄に改正後という形で整理をさせていただきます。

備考欄では寡婦の場合は合計所得が500万円以下という規定を新たに設けております。

次にその下、ひとり親の欄でございませう。右側の欄は特別寡婦という区分がございませう。この区分がなくなりまして、ひとり親という区分となりました。

もう一点、文言の整理で「同居老親等を除く」という形で改正をさせていただいていますが、改正前は「同居老親以等以外の」という形にしておりましたが、「同居老親等を除く」と改正をしております。

今回の改正は令和3年度の申請から適用するものでございます。

今回改正の大きな趣旨は、最初のページの所得の控除、合計所得額から10万円差し引いた金額で算定するということが主な内容でございます。

この改正によって、今回現段階で82名ほど申請を受けておりますが、そのうち今回の改正によって2名の方が支給の対象となると見込んでおります。

なお、近隣を調べましたところ、こういう改正をしている団体が多くございました。本町もこの税制改正を反映して今年度から認定をする際に適用していきたいという思いでございます。

若干文言の整理はさせていただきますが、改正の趣旨はそういうことでご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

【議長】

質問等ございましたらお出してください。

【委員】

最初の新旧対照表のところで、10万円未満の人を者だと文言整理あったと思うのですが、その前に給与所得と公的年金等所得というのが(1)と(2)で書き方が違うのですが、これはどういうことですか。聞き逃していたら少し教えてほしいのですけれど、同じだったら同じにした方が良いのでは。

【こども未来部理事（教育総務課長）】

申し訳ございません。

(1)の公的年金の次に「等」という文言を加えていただきますようお願いいたします。

【委員】

直前の「及び」と「等」も合わせた方が良くと思いますので、給与所得及び給与所得等という訂正をお願いします。

【こども未来部理事（教育総務課長）】

申し訳ございません。(2)の方に「及び」という形で訂正させていただきます。

【委員】

この改正により、所得の制限が緩くなると考えられるのですか。2人の方がこれで支給されるようになるとのことですが。

【こども未来部理事（教育総務課長）】

太田委員のおっしゃるとおり 10 万円を控除することによって所得は低くなりますので、今は平成 25 年の生活補助基準の 1.3 倍というルールをずっと適用しているのですが、1.3 を超えてしまう。今回の控除によって 1.3 倍未満になるという形で 2 名の方が今の算定上は給付として対象になるということで見込んでおります。

【議長】

他、よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

採決を行います。

ただいま説明のありました第 6 号議案「豊能町就学援助費支給事務取扱要領の改正について」賛成の方の挙手をお願いします。

＝ 挙手全員 ＝

【議長】

挙手全員でございます。

よって第 6 号議案は「可決」されました。

次に、第 7 号議案「令和 4 年度使用小学校の教科用図書及び中学校の教科用図書の採択について」でございます。

事務局より説明をお願いいたします。

【保幼小中一貫教育推進室長】

第 7 号議案「令和 4 年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について」ご提案させていただきます。

その前に資料の確認をさせていただきます。

一つ目に、資料義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律抜粋(別紙 1)。

二つ目に、豊能郡地区における令和 2 年度に使用する小中学校教科用図書の採択について答申(別紙 2)。

三つ目に、豊能郡地区における令和 3 年度に使用する教科用図書の採択について答申(別紙 3)。

令和 4 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項(別紙 4)。

最後に、令和 4 年度使用教科用図書選定資料中学社会（歴史的分野）(別紙 5)。

別紙1から別紙5の五種類になります。資料の方はお揃いでしょうか。

それでは、ご提案をさせていただきます。

提案理由といたしましては、令和4年度に使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書について別紙選定理由書により豊能郡地区における令和3年度に使用する教科用図書の採択について答申及び豊能郡地区における令和2年度に使用する小中学校教科用図書の採択について答申を受け、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により採択するものでございます。

まず初めに、来年度小学校で使用する教科用図書につきましては、令和3年度と同一の教科書を採択するというご確認いただきたいものとなっております。

別紙1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の5ページをご覧ください。

第14条に「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定められるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書の採択をするものとする。」とされております。

政令で定める期間は4年間となっておりますので、令和4年度の小学校使用の教科用図書につきましては、来年度は3年目ということでございますので、4年を超えておりませんので同一の教科用図書を採択するというご確認をお願いしたいと思います。

【議長】

今、説明がありましたように令和元年度に採択いたしました小学校の教科用図書につきましては、「政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」というような定めがございます。4年間同じものを使っていくということを確認させていただいてよろしいですか。

それでは、確認の内容等につきまして説明をお願いします。小学校で使用する教科用図書。国語から英語までだと思いますが、別表がついておりますので、その内容等につきましては再度確認をしておきたいと思います。

事務局、説明をお願いいたします。

【保幼小中一貫教育推進室長】

小学校の教科書につきましては、別紙2の2ページ目をご覧ください。

国語 光村図書

書写 光村図書

社会 東京書籍

地図 帝国書院

算数 啓林館

理科 啓林館
生活 東京書籍
音楽 教育芸術社
図画工作 日本文教出版
家庭 開隆堂
保健 東京書籍
道徳 日本文教出版
英語 光村図書

を使っていくということをご確認をお願いいたします。

【議長】

今、説明があったとおり令和4年度につきましては、引き続きこの採択された教科書を使っていくということでございます。

事務局、続いて説明をお願いします。

【保幼小中一貫教育推進室長】

続きまして、来年度中学校で使用する教科用図書については、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に挙げる場合を除いて、令和3年度と同一の教科書を採択することとなります。

ただし、令和3年度においては自由社の新しい歴史教科書について、教科用図書検定規則に基づき検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることになったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により、中学校歴史についてのみ採択替えを行うことも可能となりました。

その際、採択替えを行うか否かについては採択権者の判断によることとなります。

中学校歴史の教科書につきましては、別紙5の大阪府教育委員会作成の教科用図書選定資料中学校社会 歴史的分野を読み取りますと、まず、人権の取扱いの観点では、自由社は、文書、写真、挿絵、図、資料などが人権尊重の観点において配慮されている。本文やコラムにおいて人権課題を取り上げているという記述のみにとどまっておりますが、自由社を除いた7社におきましては、文章、写真、挿絵、図、資料などが人権尊重の観点において配慮されており、生徒が認識を深められるよう工夫されている。本文やコラムにおいて人権課題を多く取り上げながら、人権について考えられるようにしていると人権課題を取り上げるだけでなく、そこから考えられるようきっかけが設定されております。

また、組織、配列の観点では、自由社他1社は本文がページの中央、資料が周りというようにページが配置されているのみの記載であります。日文他1社では上記の一文

に加えて学習場面に応じた学び方が示されている。また、本文の脚注において「連携コーナー」が設けられ、地理的分野、公民的分野に係わる事項を取り上げ、確認・活用することができるよう工夫されていると記載されております。

資料をまとめたものが別紙6になります。

また、補助的な学習、発展的な学習の観点では、自由社他2社は二次元コードが記載されていませんが、日文他4社では二次元コードがあり、学習に役立つ情報をウェブサイトで見ることができます。

以上より、自由社の歴史教科書よりも他社の歴史教科書の方がより発展した学習につながる内容であることが読み取られます。

また、昨年度の採択の際には今年度から使用している日本文教出版の特徴として、歴史は流れを読むことが大事であり、日本文教出版はその流れを理解しやすい。

本文は見開き2ページで構成されており、本文の分量とページ内にある資料とのバランスが良く、生徒は読み易い。各ページに学習課題が設定されており、さらに、見方、考え方というヒントが書かれていることによって歴史的に考えを深めていくポイントが分かりやすく優れているということが挙げられておりましたが、今回現場の教科担当者からの意見、感想等を合わせても現在使用している日本文教出版は記述内容や文章と写真、資料のバランスが良いと思われま。

最後にまとめますと、大阪府教育委員会作成の選定資料と昨年度の採択の経緯、今年度既に日本文教出版の教科書が使用されており、採択替えをした際には再度指導計画や評価基準の作成等が必要となり、先生方の負担が増すこと等も総合的に考えますと、現在使用している出版社を次回の周期まで継続した方が良いと判断し、採択替えは行わないと考えております。

ご審議よろしくお願いたします。

【議長】

今、説明がありましたように令和2年度に中学校用教科用図書の採択がございました。その際に、自由社は文部科学省の検定が通らなかったと。ただし、令和3年度につきましては検定が通ったので再度検討していただきたい。

ただし、それぞれの採択地区の判断によるというようなこととございます。

今、説明の中でもありましたように歴史教科書につきましては、現在すでに使っております日本文教出版、これを使っていくということで確認させていただいてよろしいですか。

それでは、令和4年度から使う中学校用教科用図書の内容等につきまして、一応確認の意味で説明をしていただけますか。

【保幼小中一貫教育推進室長】

それでは、種目ごとに確認をさせていただきます。

別紙3の2枚目をご覧ください。

国語 三省堂
書写 光村図書
社会（地理分野） 帝国書院
社会（歴史的分野） 日本文教出版
社会（公民的分野） 日本文教出版
地図 帝国書院
数学 日本文教出版
理科 啓林館
音楽（一般） 教育芸術社
音楽（器楽合奏） 教育芸術社
美術 開隆堂
保健体育 東京書籍
技術家庭（技術分野） 教育図書
技術家庭（家庭分野） 東京書籍
英語 啓林館
道徳 日本文教出版

を使っていくということでご確認をお願いいたします。

【議長】

今、説明がございました令和2年度に採択されました、令和3年度から使っております中学校の教科書につきましては、令和4年度も引き続き使用していくということで確認をしたいと思います。

それでは、小学校用教科用図書、中学校用教科用図書の採択につきまして質疑はございませんか。

よろしいですか。

それでは、質疑の方を終結いたします。

採決を行います。

ただいま説明のありました第7号議案「令和4年度使用小学校の教科用図書及び中学校の教科用図書の採択について」賛成の方の挙手をお願いいたします。

＝ 挙手全員 ＝

【議長】

挙手全員であります。

よって第7号議案は「可決」されました。

【議長】

次に、前回会議以降の各課の報告に移ります。
順次事務局より報告をお願いいたします。

【こども未来部長】

- ・ 保幼小中の職員のワクチン接種について
- ・ 子ども子育て審議会（6/1開催）について
- ・ 田尻町からの視察について

【こども未来部理事（教育総務課長）】

- ・ 学校再編の進捗について

【義務教育課長】

- ・ 小中学校の行事について
- ・ 教職員夏季研修について
- ・ 小中一貫に向けた東地区保護者説明会について

【こども育成課長】

- ・ 子ども子育て審議会（6/1開催）について
- ・ 田尻町からの視察の報告について
- ・ 所園へのバスケットゴール寄贈について

【生涯学習課長】

- ・ ユーベルホールのイベントについて
- ・ 図書館の空調工事、シートスの屋上防水工事について
- ・ 主催会議について
- ・ 読書バリアフリーサービスについて。

【議長】

報告がありました内容等につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお出してください。

【委員】

まず、ロビーコンサートの参加者の状況というのを教えていただきたい。オンラインと実参加の合計は、どんな感じなのかお聞きしたい。

【生涯学習課長】

7月10日から生演奏を再開しましたが、今日は数字を持ってきておりません。申し訳ありません。

以前にも少しご報告させていただきましたが、参考までに4月と5月はオンラインコンサートだけでしたが、オンラインコンサートの時のアカウントと視聴者数が4月10日で29件、5月8日が75件となっておりますが、それ以降は手元に数字を持っておりません。

また、改めてご報告をさせていただきたいと思います。

【委員】

前回も言いましたけれども、オンラインも結構見やすい。7月も見させていたいただいたので、慣れてきたというのもあって、オンラインで見ている人も増えているのではないかなと思ったので数値を記録すると良いグラフになると思う。

あと、最後の「バリアフリーサービス事業」の録音図書というのがあると思いますが、録音図書というのは、何か録音したものを購入して配布されているのですか、それとも独自に作られているのですか。

【生涯学習課長】

録音図書は図書館で作るというよりは、購入をしたものになります。

【委員】

録音図書の分量とか少しよく分からないですけれども、結構限られているかなと思うので、もしこちらで録音をして配布などができるのであれば、よりたくさんの方にも視覚障害者の方に体感してもらえて良いかなと思うのですけれども、そのようなことが権利上とかでダメでなければそういう展開もありかなと思います。

【生涯学習課長】

委員がおっしゃるように著作権の問題もおそらくあるかと思いますが、こちらでというのはなかなか難しいのかなと思いますけれども、可能な限り、できる範囲でやっていきたいと思っております。

【議長】

他にご意見等ありましたらお出してください。

【委員】

図書バリアフリーサービス事業について、具体的施策3番目の「DAISY再生機器貸出サービス」の「原則として、おひとり様1回まで」ということですがけれども、もう少し詳しく教えていただいても良いですか。

【生涯学習課長】

先ほどのチラシの裏面(白黒)を見ていただくと、下から2つ目のDAISY再生機館内貸出ですが「DAISY再生機館内貸出」は従来からやっておりました。

館内でも貸出をしますので、外部に貸出をすると1台しかないので、貸している間、なくなってしまう。とりあえず、「原則として、おひとり様1回まで」という形で、これからの予算要求等で2台目3台目が購入できれば、変えていきたいとは考えております。

【議長】

ほかの委員様はいかがですか。

【委員】

読書バリアフリーサービスは、豊能町の方だけで、箕面森町に住んでいる方は利用ができないのでしょうか。

【生涯学習課長】

このチラシの裏面の白黒のところに対象者が書いておりますけれども、基本的には町内在住で、真ん中の「対面朗読サービス」だけが在住・在勤・在学となりますけれども、対象者を基本的には豊能町在住の方へということとさせていただきます。

【委員】

今年は、水泳の授業はどうなりますか。

【義務教育課長】

水泳指導ですが、「コロナウイルス感染症対策の部分を十分にできるようであれば水泳指導もするように。」と府教委からも通達があったのですが、やはり「着替え」のところが問題となります。プールへ行って授業をするに関しては、特に問題はないと学校からも言われています。ただ、プールから上がった時、プールサイドの子どもたちをどのように指導してその場へ居させるかというのと、あと、着替える時に着替える場所の確保ができないということで、今年度も水泳指導は中止と校長会で確認をしています。

2年続けて中止ですので、プールをさせてあげたいという思いはありますけれども、

このような状況下ですので今回は致し方なく「中止」となりました。

【委員】

小中一貫の説明会で各課 20 名弱の参加があるというお話ですけれども、事前にもし分かっている範囲で質問等が来ているのであれば、どんな感じなのかというのをお聞きしたい。

【保幼小中一貫教育推進室長】

おそらく保護者からいただく質問としては、まずは、なぜ先に 5・6 年生が中学校校舎に先行して行かせるのかということと、あとは、制服等はどうなるのですかということ。給食についても質問が出ると思われます。そのようなことを想定して準備を今進めております。

【委員】

今の想定は、直接何かそのような質問が来たわけではなくて、事務局で想定しているというお話ですか。

【保幼小中一貫教育推進室長】

開校に向けて既に部会を立ち上げておりますが、その部会の中には地域の方も保護者の方も入っておられますので、そちらの方から「おそらく、こういうことが聞かれると思います。」という形で意見をいただいております。

【議長】

保護者説明会がこれまでできておりませんので、「豊能の風」ではいろんなことの発信をしているのですけれども、今回は 30 日の夜と 31 日の午前・午後と 3 回に分けて、また人数も制限をさせていただいて説明会を実施させていただく予定でございます。

なお、前からお願いをしておりますように、委員様方もどこかで参加をいただけたらありがたいと思っております。

説明会の冒頭につきましては、約 5 分間という時間なのですが、もう少し長くなるかもわかりませんが、挨拶を兼ねて町長にお話をさせていただく予定としております。

他にご意見等ありませんか。

【議長】

私のほうから 2 点ほど。

教育委員会の委員様、あるいは教育長対象とした、文部科学省オンラインの研修会が昨年度から実施されておりますが、担当から文部科学省のほうに確認をしてもらったと

ころ、まだ正式なテーマや、申し込み等詳細が決まっておりません。また決まりましたらお伝えをしていきたいと思えます。

それと、先ほども義務教育課長からもありましたけれども、昨日から教職員の「夏季研修会ならびに管理職研修会」が始まっております。今日も午前中に「ふたば園」での公開保育がされているところがございます。昨日行われました研修会につきまして、少しご報告をさせていただきますと、初日の昨日は、「夏季教職員研修会」の位置づけで悉皆研修、そして地区内からの参加者も含めまして120名あまりの管理職及び先生方の参加がございました。ユーベルホールで10時から12時という時間帯で、コロナウイルス感染症対策を講じながら開催をしたところがございます。

研修内容は「小中一貫」のテーマで昨年度に引き続きまして、姫路市立白鷺小学校の山口偉一校長先生をお招きしまして、小中一貫カリキュラムの意義と経緯『～姫路市グランドカリキュラムを事例として～』というテーマでお話をいただきました。来年度からちょうど取り組もうとしております小中一貫カリキュラムの作成は、小中一貫教育を進めるベースになるものがございますが、具体的な教科の事例を挙げながらお話をいただいたところがございます。また義務教育学校に白鷺小中学校は移行をして4年目を迎えようとしておられるのですけれども、その間のいろいろなお話あるいは地域とともにある学校づくりのことにつきまして触れながらわかりやすくお話を頂いたところがございます。

山口偉一校長先生につきましては、今回でPTAの講演会も含めまして3回目となるところがございます。今後ともまた、いろいろな形でご指導をいただきたいと思っております。

【委員】

このバスケットゴール贈呈式の件ですが、お名前はなんとおっしゃいましたでしょうか。

【こども育成課長】

今野さんという方です。

【委員】

バスケットゴールを寄贈していただくだけでなく、ちゃんとかいう贈呈式ができて、ご本人も来てくださって、子どもたちにバスケットボールの指導もしてくださって、とてもよかったですと思えます。小さい時とかに、本物を見るのはすごく大切だなと思うのですけれども、今野さんの素晴らしいプレーとかを贈呈式で見せていただいて、こんな幼い子たちが「カッコイイ」とかというのがあればとてもいいなと思えます。

【議長】

実際に私と部長も課長も一緒に行かせていただいて、見せていただいたのですけれども、さすがにプロバスケットボール・プレーヤーで、大阪エヴェッサのキャプテンまでされておられました。もともと摂津市のご出身です。今は西宮のチームを「一部リーグ」へ引き上げるというようなことが想定をされてチームづくりをされています。

また、底辺を広げるということで、子どもたちへの何か貢献できることがあったらということで、今回バスケットゴールをふたば園、ひかり幼稚園、吉川保育所に寄贈いただいたのですけれども、デモンストレーションをやっていただいて、そのあと、子どもたち一人一人がバスケットのシュートが入るまで付き合っていたところですが、やはり「本物を見る」ということや「近くでそういうことを体験する」ということはものすごく大事なことだと思います。バスケットボールに限らず、いろいろなスポーツに小さい時から親しんで、大きくなって自らスポーツを楽しんでくれたらと思います。オリンピックで活躍されている伊藤美誠のお母さんは、お腹の中にいる時から胎教で中国に勝てるようにというようなことでずっと言いながら子育てをされたというお話も出ておりました。

【議長】

他にございませんか。

それでは、以上で本日の議事をすべて終了いたしました。

次回の教育委員会議事は前回調整をいたしました。8月20日(金)午前9時30分より開催させていただきます。

なお、9月の教育委員会議につきましては、町議会議員選挙が9月に実施をされるということで会議室等の空き状況を見ますと9月17日(金)、28日(火)、29日(水)、30日(木)の4日間を挙げておりますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

＝ 日程調整 ＝

【議長】

そうしましたら、9月29日(水)午前9時30分から開催させていただきます。

よろしく願いをいたします。

以上を持ちまして、令和3年度第4回豊能町教育委員会議(7月定例会)を閉会いたします。

本日は、お疲れ様でございました。

閉会：午前10時32分